

土地改良区を元気にする情報紙！



水土里ネット パワーアップナビ



目次

(写真) 用水路の上部に設置された太陽光発電施設 (百頭地区)

- 地域と共に 水土里ネット三栗谷用水(三栗谷用水土地改良区)
- 複式への歩み 水土里ネット美田東部(小山市美田東部土地改良区)
- 都賀町土地改良区合併予備契約書調印式
- 『土地改良区のあい方』が変わります

2018/9

Vol. 13

TAKE FREE

地域と共に

このコーナーでは、地域の農業振興や地域社会との協働・交流活動に取り組んでいる土地改良区を紹介します。

水土里ネット三栗谷用水 (三栗谷用水土地改良区)

所在地：足利市福居町 569-4
理事長：三田 隆俊
設立：昭和 27 (1952) 年 6 月 30 日
地区面積：815 h a
組合員数：1,174 名

水土里ネット三栗谷用水では、再生可能エネルギーによる発電事業を実施し、太陽光発電や小水力発電に力を入れています。

また、地域住民との交流活動にも積極的に取り組んでいます。

今回は、三田理事長、足立事務局長にこれらの取組についてお話を伺いました。



(写真左) 土地改良区事務所：昭和 31 (1956) 年 2 月に建造。レトロな雰囲気から来訪者を迎える。

(写真右) 発電事業等土地改良区の様々な取組についてお話しする三田理事長 (右)、足立事務局長 (左)

◆発電施設について教えてください。

⇒太陽光発電施設が野田地区で 4 基、百頭地区で 1 基稼働しています。また、平成 30 (2018) 年 4 月から待矢場両堰土地改良区と共同で小水力発電を開始しました。

◆発電事業導入のきっかけは何ですか？

⇒市街地化や組合員の離農等に伴い、**賦課金収入は年々減少**していくなかで、**施設の老朽化による維持管理費は増加**しています。こうした状況のなかで組合員の負担軽減を図るため、発電事業を導入しました。

◆発電事業の導入に際し工夫したことはありますか？

⇒導入前に、理事会において発電事業の必要性や導入効果を十分に検討し、その検討結果を基に総代会で説明して組合員の理解を得ました。

また、発電施設の建設には、補助事業や**日本政策金融公庫の資金**を活用しました。

◆発電事業について役員や組合員の反応はありましたか？

⇒**賦課金の増額を抑えられるというメリット**を強調して説明したことから、役員や組合員から反対の意見はありませんでした。



(写真左上) 土地改良区単独事業で建設した太陽光発電施設。日本政策金融公庫の資金を活用した。(野田地区)

(写真右上) 野田地区の発電状況は、土地改良区事務所のパソコンで随時確認することができる。

(写真左下、右下) 小水力発電施設

また、理事の中には、自宅で太陽光発電を実施している方もいたことから、役員の理解を得やすかったということもあったと思います。

◆売電収入は 1 年でどれくらいになりますか？

⇒土地改良区の**全体収入の 3 分の 1 程度**を見込んでいます。

◆現在取り組んでいる地域社会との協働・交流活動はありますか？

⇒毎年夏に地元において、土地改良区が管理している水路を使用して**灯籠流し**が行われています。土地改良区では、水量の調節や藻刈り等を行って行事に協力しています。

◆土地改良区運営についてアドバイスをお願いします。

⇒農業を取り巻く情勢の変化により、今後の土地改良区運営は一層厳しくなってきます。本土地改良区では、収入増を図るべく、発電事業に取り組んでいますが、他の土地改良区においても、職員がアイデアを出すなどして、**運営体制の強化に向けた取組を考える必要がある**と思います。



(写真) 灯籠流しの様子

複式への歩み

このコーナーでは、複式簿記会計を導入（準備）している土地改良区を紹介します。

水土里ネット美田東部
(小山市美田東部土地改良区)

所在地：小山市大字渋井 160-2
理事長：藤沼 光一
設立：昭和 26 (1951) 年 3 月 31 日
地区面積：836 h a
組合員数：463 名

国会において、改正土地改良法が成立し、平成34(2022)事業年度から原則として全ての土地改良区が複式簿記会計を導入することになります。

複式簿記とは、現金に限らず全ての取引を資産、負債、正味財産、収入又は支出の増減のいずれかに分類し記帳する手法のことです。

今回は、複式簿記会計の導入準備を行っている水土里ネット美田東部からお話を伺いました。



(写真左) 土地改良区事務所：平成27(2015)年度に新設



(写真右) 複式簿記会計についてお話しする高瀬事務局長(左)、松本事務職員(右)

【複式簿記会計導入に向けた対応状況】

平成25年1月	複式簿記に関する説明会に出席	
	導入の必要性を認識	
平成26年	事務局主導で調査・検討を開始	
平成26年7月	複式簿記導入先進地を視察	
平成27年	会計システム導入	
平成28年 ~ 平成30年	単式簿記と複式簿記で決算書を作成 比較・検証作業を実施	
平成31年		複式簿記完全移行予定

◆県内土地改良区の多くが単式で会計処理をしているなか、複式簿記会計を導入しようと考えたきっかけを教えてください。

⇒平成25(2013)年1月に県で開催された複式簿記に関する説明会に出席し、複式簿記導入の必要性を認識しました。地区内には、破損・老朽化した施設が多くあります。複式簿記導入により**施設の現在価値を把握**できることから、今後の**維持管理事業**や**施設更新費に係る賦課金額の妥当性**について検討でき、土地改良区の運営に活かせると考えました。

◆平成26(2014)年7月に行った先進地の視察について教えてください。

⇒複式簿記を導入して会計処理を行っている他県の土地改良区を視察しました。

視察先では複式簿記の導入を緻密に検討していましたが、**日頃から単式簿記の会計システムで経理を行っている土地改良区であれば、複式簿記の会計システムを使用**するだけで、支障なく業務を行えるとの印象を受けました。

実際にシステムを導入して会計処理を行っていますが、問題なく処理できています。

◆簿記の資格を持たない方が複式簿記による会計処理を行うことは難しいと思いますか？

⇒簿記の知識がないよりはあった方が良いと考える程度で、知識がない方でもシステムを使用すれば会計処理を行えると思います。

◆検証作業を進めているとお聞きしましたが、現時点で課題や苦労していることはありますか？

⇒地区内の施設等が多いため、**資産評価**に苦労しています。現在はできるところから順々に資産評価を進めているところです。



複式簿記会計システムを操作している様子

◆今後期待されるメリットはありますか？

⇒資産評価により、**施設の維持管理方法がより明確になる**と考えます。

将来的には、**地理情報システムと複式簿記、維持管理計画書を複合的に活用して、施設管理や更新等をスムーズに行っていき**たいです。

◆平成34(2022)年度から原則全ての土地改良区が複式簿記会計を用いることになりませんが、導入に際してアドバイスをお願いします。

⇒会計システムを使えば、日々の会計処理は**単式簿記によるもの**とほとんど同じなので、気負うことはありません。

システムの導入コストや職員任用等の課題も出てくると思いますが、今後の運営を考えれば必要なことだと考えます。人件費や維持管理費等の必要経費を賄えるよう、合併等により**土地改良区の運営体制を整える**ことも必要だと思えます。

◆三二情報

複式簿記の導入には、

・貸借対照表の作成により、**土地改良区の財務状況が明確化**

・土地改良施設の減価償却を行い、**施設の現在価値を明示**

・土地改良区の財務状況に応じて、**将来の施設更新に備えた積立を行うことにより、計画的に施設更新を図ることが可能**などのメリットがあります。

県は、**土地改良区の負担軽減が図られるよう、施設の資産評価等を支援して**いきます。



県からのお知らせ

とちぎ農業防災メール配信のご案内

気象災害による農作物被害の未然防止のため、県では、気象情報や技術対策情報等を皆様の携帯電話等に配信する、「**とちぎ農業防災メール**」を運用しています。無料で登録できますので、農業者をはじめ多くの方のご活用をお願いします。

以下のQRコードから登録できます！



(スマートフォン用)



(ガラケー用)

都賀町土地改良区合併予備契約書調印式

都賀町土地改良区と真名子土地改良区の合併予備契約書調印式が平成30（2018）年7月2日に栃木市都賀総合支所で行われました。

調印式では、都賀町土地改良区青木理事長と真名子土地改良区坂本理事長が予備契約書に署名し、大川栃木市長と南木下都賀農業振興事務所長が調印に立ち会いました。

両土地改良区が合併することにより、真名子土地改良区における**専任職員不在の状況が解消**され、**効果的な維持管理事業や土地改良区運営が行われる**ことが期待されます。

両土地改良区は今年10月の合併を目標に準備を進めていきます。



平成31（2019）年4月から

『土地改良区のあり方』が変わります



近年、組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良区の中で土地持ち非農家が増加し、土地改良区の事業運営に関する意思決定や土地改良施設の維持管理等が適切に行えなくなるおそれが生じています。

このため、土地改良区の業務運営の適正化と、より一層の事務の効率化を実現するため、土地改良法が改正され、平成31（2019）年4月1日から施行されます。（貸借対照表に係る規定は平成34（2022）事業年度から施行）

組合員資格に関する主な改正

○准組合員制度の創設

※総(代)会での議決を経て定款に規定する

現行制度

- ・組合員は、一筆の土地に対して所有者又は耕作者のいずれかのみ

改正後

- ・組合員でない所有者又は耕作者が准組合員として事業運営に参加可能

○施設管理准組合員の創設

※総(代)会での議決を経て定款に規定する

現行制度

- ・組合員の夫役により土地改良施設の管理（水路の草刈や泥上げ等）を実施

改正後

- ・地域の活動団体（多面的機能支払の活動組織や町内会など）を施設管理准組合員とし、施設の維持管理に参加できるようにすることが可能

○資格交替の円滑化

現行制度

- ・所有者から耕作者へ資格交替する場合、農業委員会の承認が必要
- ・農地中間管理機構による農地の貸借の場合、所有者と機構、機構と耕作者のそれぞれが連署で土地改良区に組合員の資格得喪を通知する必要

改正後

- ・農業委員会の承認制を廃止し、届出制
- ・農地中間管理機構が単独で土地改良区に組合員の資格得喪を通知

土地改良区の体制の改善に関する主な改正

○総代会制度の見直し

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・総代会の設置要件は組合員数が200人超 ・総代選挙は選挙管理委員会の管理により実施 ・書面や代理人による議決権行使は不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・総代会の設置要件は組合員数が100人超 ・総代選挙は土地改良区の管理により実施 ・書面や代理人による議決権行使が可能

○複式簿記会計の導入（必須）

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・決算関係書類は事業報告書、収支決算書、財産目録のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算関係書類として、現行の収支決算書等に加え、原則として貸借対照表を作成・公表

○理事の資格要件の見直し（必須）

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・理事の5分の3以上は組合員 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事の5分の3以上は、原則として耕作者たる組合員（耕作者が少ない改良区は例外）

○員外監事の導入（必須）

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・監事の2分の1以上は組合員 	<ul style="list-style-type: none"> ・監事のうち1人以上は原則として員外監事

○利水調整のルール化（必須）

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・利水調整に係る規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・総会の議決を経て利水調整規程を策定（ほ場毎の農業用水の具体的な配分量・配分期間は、従来通り、用水調整委員会の意見を踏まえて決定）

○土地改良区連合の業務の拡充

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区連合の設立は、共同で土地改良事業を行う場合のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同で施設の維持管理事務（施設の見回り・監視、賦課金の徴収、会計事務等）や附帯事業（小水力発電等）を行う場合も土地改良区連合の設立が可能

土地改良区では、准組合員制度や総代会制度の導入検討、定款・諸規程の改正等が必要となります。県は、引き続き土地改良区を支援していきますので、お気軽に、農地整備課又は各農業振興事務所へご相談ください。

～編集後記～

三栗谷用水土地改良区及び小山市美田東部土地改良区の役職員の皆様、ご協力ありがとうございました。紙面をお借りして、心より感謝申し上げます。

県では、今後とも分かりやすい紙面づくりを心掛けて参りますので、ご感想やご意見等がありましたら、下記までお寄せください。